

# 産休・育休者の業務を代替する教職員の安定的な確保について

産休・育休等取得する教職員の業務を代替する臨時講師の確保が困難になっている状況に鑑み、正規の教職員が産休・育休等の取得者の業務を代替する対象となる場合にも、当該教職員に係る給与が国庫負担の対象となるようにした。(令和6年12月17日閣議決定、令和7年4月1日施行) これにより令和7年4月より産休・育休の代員に、予算上は正規の教職員を充てることができる。

今後は、香川県において、毎年度、一定数の産休・育休の取得者が出ることを見越して、あらかじめ正規の教職員を採用して置き、その正規の教職員が休業者の業務を代替できるように考えられる。さらに、こうした教

産休・育休等取得する教職員の業務を代替する臨時講師の確保が困難になっている状況に鑑み、正規の教職員が産休・育休等の取得者の業務を代替する対象となる場合にも、当該教職員に係る給与が国庫負担の対象となるようにした。(令和6年12月17日閣議決定、令和7年4月1日施行) これにより令和7年4月より産休・育休の代員に、予算上は正規の教職員を充てることができる。

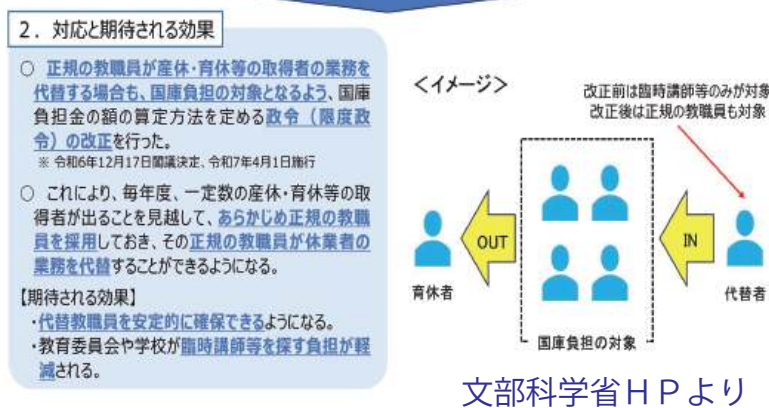
今後は、香川県において、毎年度、一定数の産休・育休の取得者が出ることを見越して、あらかじめ正規の教職員を採用して置き、その正規の教職員が休業者の業務を代替できるように考えられる。さらに、こうした教



香川県教職員連盟機関誌  
発行所：香川県教職員連盟  
発行者：高木 俊彦  
〒760-0004  
高松市西宝町二丁目6番40号  
香川県教育会館 602号  
TEL(087)835-2721  
FAX(087)835-2723  
毎月10日発行 定価1部50円  
(年間1,000円 送料とも)  
会員の購読費は会費の中に含む

## 産休・育休者の業務を代替する教職員の安定的な確保について

1. 現状と課題
- 教職員が産休・育休等取得した場合、従来は、その都度、臨時講師等を任用してきたが、近年、産休・育休等の取得者が増加するとともに、教員採用者数の増加に伴い、臨時講師等の主な担い手である既卒受験者の数が減少しており、臨時講師等を確保することが困難となっている。
  - しかしながら、従来の制度では、給与が国庫負担の対象となるのは、臨時講師等のみであり、正規の教職員が産休・育休等の取得者の業務を代替する場合は、国庫負担の対象とならなかった。



新年明けましておめでとうございます。令和7年がスタートしました。令和6年度を振り返ると、まずは1月に全日教連の台湾友好交流訪問を実施しました。香川からも谷上先生(郡家小)に参加していただきました。

2月には、香教連50周年、全日教連40周年と記念行事が続きました。4月より全日教連は前田委員長から渡辺委員長へと変わり、香川からは弘瀬先生(平井小)が東京専従2年目を迎えました。香教連50年目を迎えた昨年は、給特法の改正、教職調整額の4%からの増額を文科省に、財務省に、国会議員に、そして政府に何度も何度も要望した1年でした。これまでも長い期間をかけて要望は続けていきましたが、昨年について自民党の骨太案に盛り込まれました。文科省の概算要求では13%といった具体的な数値まで出されましたが、それに反対する財務省案が波紋を広げました。今回の香教連新聞では、財務省案と文科省案の比較といった形で大きく記事に取り上げました。教員の処遇改善に関して、会員の皆様も様々な御意見が聞かれています。最後にQRコードを掲載していますので、最後にQRコードを掲載していただきます。最後にQRコードを掲載していただきます。

さて、令和7年は「巳年」です。巳は、脱皮をくり返しながらか大きく成長していきます。香教連にとっても大きな飛躍の年となるように努力していく所存です。皆様のさらなるご協力もよろしくお願いたします。(後)

今年もどうぞよろしくお願いたします

香教連は、結成五十年を迎えた、子供中心の教育を目指し、健全なる批判力を持つ、県内最大の教職員団体です。

教職員を安定的に確保できる動きは教師不足の解消にも繋がっていくと期待できる。

予算上の制度が整備されたが、年度途中から産休に入る場合、年度当初から定数を超えて本務者を配置できるのか。また、年度途中で育休中から本務者が復帰する場合、代替教員の勤務者は学校に残れるのかなど、運用上の規則については、これから検討していく必要がある。

育休明けの教師は、勤務と並行して様々な子育ての対応に迫られる。従来の定数を超える余剰の教師という発想ではなく、「日本の未来のために、学校の子供も、自分の子供も育みやすい教師の職場環境」となることが不可欠なのである。



香教連は、結成五十年を迎えた、子供中心の教育を目指し、健全なる批判力を持つ、県内最大の教職員団体です。

## 香川県教職員生活協同組合員の皆様へ

2025 3/1 SAT  
2025 5/31 SAT

※ 婚礼や宴会をいたさない日程に限りご案内させていただきます  
(詳しくはお電話にてお問い合わせください)

# 歓迎会 プラン

ご利用時間 2時間  
◇ご予約承り中◇  
ゆったりと過ごせる結婚式場での歓迎会は女性に大人気！  
リピーター様にも喜ばれています！

新たな出逢いと、新たな旅立ちに。

弓絃葉 THE GARDEN DINING YUZURUHA

Follow us !!!  
結婚式場でのイベント情報や大人気ランチタイムの情報等Instagramからご確認ください！

歓迎会はザ・ガーデンダイニング弓絃葉で！  
郊外の景観地である屋島で日本庭園を眺めながら、美味しいお料理でおもてなし。  
大切な人の旅立ちや、新しい出逢いにふさわしい特別プランをご用意。是非お問合せください。

### COURSE MENU

前菜・魚料理・肉料理・ご飯物・デザート 全6品

01. コーススタイル ¥6,000 (税込)  
02. コーススタイル ¥8,000 (税込)  
03. コーススタイル ¥10,000 (税込)

※上記価格は大人1名様のご利用です。  
※金額によってお料理内容が変わってまいります。

### FREE DRINK MENU

フリードリンクプラン

① Aコース ¥1,700 (税込)  
瓶ビール・ノンアルコールビール・焼酎(麦/芋) ウイスキー・ソフトドリンク等

② Bコース ¥2,500 (税込)  
Aコース + 生ビール・ワイン・カクテル ノンアルコールカクテル等

会場のご利用は15名様以上からご予約可能！

会場使用料 無料！  
マイクロバス1台 無料！  
※ 参加人数40名以上のご利用で15名様以上乗車される場合

その他マイクやプロジェクター  
ピンゴ機能も無料でご利用頂けます。

花束・集合写真・お土産なども承ります ※詳しくはスタッフへお尋ねください

春の訪れを感じながら、笑顔あふれる楽しいひとときを。※最多着席人数 100名

ゆづるは ザ・ガーデンダイニング弓絃葉  
TEL: 0120-181-180  
平日/11:00~18:00 土日祝/10:00~19:00

電話でのお問い合わせ  
LINEでのお問い合わせ  
QRコードからお友達追加後トークでお問合せいただくと担当者より返信いたします！

〒761-0113 香川県高松市屋島西町678-60  
定休日：毎週月・火曜日(祝日は営業)  
Mail: wa@yuzuruha.jp



# 香教連日帰り旅行ツアー決定!

日時 令和7年2月23日(日)  
 場所 西讃(丸亀→坂出)  
 ↓  
 高松→東讃(さぬき市→東かがわ市)  
 ↓  
 淡路PA→めんたいパーク神戸三田  
 ↓  
 キリンビール工場  
 ↓  
 やすらぎの郷 三田屋本店(ステーキレストラン)  
 ↓  
 神戸三田プレミアムアウトレット  
 ↓  
 帰着

昨年2月 めんたいパークにて

費用 会員 6000円  
 会員家族 8000円  
 非会員 12000円



たくさんの御意見ありがとうございました。高知県コースや淡路島コースにもたくさんの方からお薦めのメールをいただきました。今回は上記コースにて実施いたします。詳しくは別紙資料を参考にしてください。



文部科学省「審議のまとめ」→  
 一分でわかる!解説動画 →

## 12月 業務抄

3日 仲多度郡善通寺市教職員協議会 評議員会  
 県教委人事要望事前交渉  
 5日 日本教文研 教問審



# 香教連会員票の提出ありがとうございました。

香教連会員票の提出ありがとうございました。ただいま各単組事務局にて、内容を精査して取りまとめています。1月6日の会長・事務局長会、人事対策委員会にて情報交換を行い、県教育委員会、東部・西部教育事務所、各市町教育委員会への人事要望に確実に会員の先生方の意見を反映させていきます。もし、ご不明な点や質問がありましたらご連絡下さい。

電話 087-835-2721 (香川県教職員連盟 事務局)

# 第2回採用試験対策部研修会の御案内

令和7年度教員採用試験に向けて、スタートを切りましょう!第1回目は1月16日(木)に教職教養と一般教養・専門教養の模試を行う予定です。詳しくは、HPをご覧ください。

第2回目は、教職教養・一般教養・専門教養です。忙しくて、採用試験に向けての勉強どころではないかもしれませんが、こういう機会を利用して、地道に前へ進んでいきましょう。

日時 令和7年2月28日(金)  
 18:00~22:00  
 場所 香川県教育会館 第3会議室  
 高松市西宝町2丁目6-40  
 受験料 教職教養1430円 一般教養1430円  
 教職教養+一般教養1980円  
 専門教養1980円

お申し込みは、  
 右QRコードから →



連絡先 香川県教職員連盟  
 087-835-2721

## 文部科学省の見解のポイント

財政制度等審議会 財政制度分科会(令和6年11月11日)資料(義務教育関係)に関して

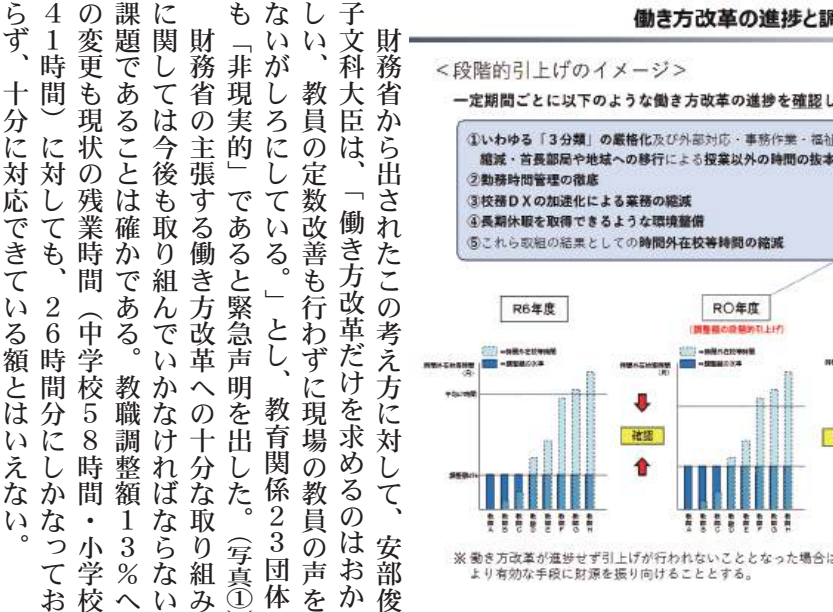
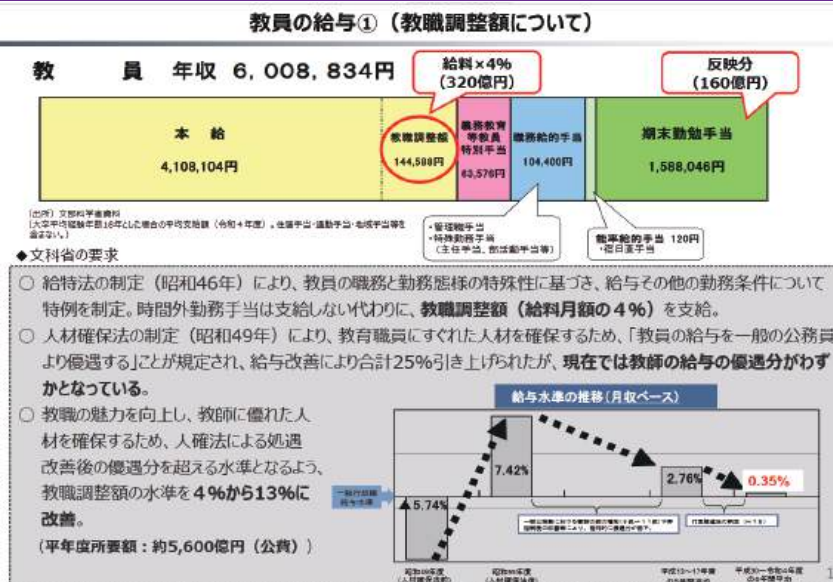
- 平成28年以降、令和元年の給特法改正による「上限指針」の策定や教職員定数の改善等に加え、学校や教育委員会の努力もあり、**教師の時間外在校等時間は約3割削減**した。
- 教育を行うのは「人」であり、**教職員定数等の充実のための財政措置が不可欠**。教職員定数等の充実をすることなく、単に学校現場の業務縮減の努力のみをもって学校における働き方改革を進めようとする発想は、**学校現場への支援が欠如**。
- 学校における働き方改革加速化のインセンティブとしては、自治体ごとの在校等時間の公表を制度化するなど、**長時間勤務を縮減するメカニズムの構築**を行う。一方で、いじめや暴力行為への対応をはじめ対応しなければならない課題が多く発生し、**時間外在校等時間の削減が容易ではない地域や学校も存在**するにもかかわらず、**教職員定数の改善等の支援も行わず、勤務時間の削減を給与改善の条件とする発想は、必要な教育活動を実施することがためられ、子供たちに必要な教育指導が行われなくなる**など、学校教育の質の低下につながる。
- 仮に**残業代を支給する仕組みに移行すれば**、勤務時間外の業務に逐一管理職の承認が必要になると、**教師の裁量が著しく低下し、創意工夫を発揮しにくくなる**。
- 残業代支給の国庫負担に上限を設けることは、自治体に負担を転嫁**するもの。義務教育に対する国の責任を果たせず、自治体の財政力の差によって教育活動の質に差が生まれ、**教育格差が生じる**。

財政審資料のポイント  
 ① 時間外在校等時間は減少していない  
 ② 勤務調整額を10%を指して段階的に引き上げる  
 ③ その際、時間外在校等時間が一定の水準を下回ることを条件とし、働き方改革のインセンティブとする。  
 ※ 教職員定数の改善については、一定の水準を維持する  
 ④ 10%に達する際に、勤務調整額を廃止して、所定外の勤務時間に見合う手当を支給する仕組みに移行する  
 ※ 退職金は50%程度を上限とする

※令和4年度勤務実態調査における時間外在校等時間(月当たり推計):小学校約41時間、中学校約58時間  
 資料③文科省HPより 文科省案の財務省案に対する見解

中学校の残業時間の多くを占める部活動。地域移行を本気で進めないと中学校の教員の勤務時間の短縮は実現できない。教員の負担を増大させている原因を根本から見直していく必要がある。教職調整額の増額と働き方改革は両輪で推進していくことは重要。現場の先生方に寄り添った改革案で今後もあって欲しいと願う。

# 教職調整額を巡る文部科学省案と財務省案



## 教員の給与⑦(「教職調整額13%」の問題点)

- 「教職調整額13%」(文科省要求)には、以下の問題点がある。
    - 働き方改革: 実効性のある学校業務の削減と連動していない。**
      - 13%(文科省要求)の教職調整額は月26時間(=年312時間)の時間外在校等時間に相当し、労働基準法の上限年360時間を超えるもの。
      - 中央教育審議会答申の「教師の平均の時間外在校等時間を月20時間程度に削減」という目標との整合性に欠ける。
    - メリハリ: 各教員の在職時間に差があるが、その差に応じたメリハリがない。**
      - 時間外在校等時間にかかわらず一律(定率)に支給されてしまう。そのため、時間外在校等時間が0時間でも、月26時間分が支給されることになる。
      - 教師人材確保という観点からは、(教職調整額が定率支給のため)、比較的給与が低い若手教員より、給与が高い中堅・ベテラン教員の方が増額となる点も課題。
    - 効果: ①②の問題を抱えるため、必ずしも教職の魅力向上につながらず、効果に乏しい。**
- ※このほか、5,600億円程度/年(4%から13%に引き上げる場合の公務所要額)の安定財源も示されていない。

◆中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う高い質の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(令和6年8月27日)「(略)将来的には、教師の平均の時間外在校等時間を月20時間程度に削減することを目標とし、それ以降も不断の見直しを継続すべきである。」

資料③財務省HPより 財務省の考える文科省案の問題点

働き方改革が実現できたら、調整額を上げます。できなかったら上がらないの?勤務時間だけで教員の働き方判断できるの?勤務時間の不正が横行しないか?働き方改革を本気で取り組んで結果を出さないという姿勢は評価できるのでは?

公立学校教員の給料の在り方をめぐって2025年度予算編成に向けて文部科学省が提出した概算要求に対し、財務省からは財政制度審議会にて全く違う立場での提案を行った。文科省が教職調整額の引き上げ13%を要求しているのに対して、財務省は働き方改革の成果を上げることが先決という立場を示している。

香教連新聞でも何度か取り上げた教職調整額は、給特法により月8時間程度の残業時間を想定した基本給の4%が支給されている。しかしながら、50年近く経った現在、文科省の勤務実態調査では中学校で残業時間は58時間、小学校で41時間となっている。現状の4%では実態にそぐわず、文科省は13%の調整額の増額(月26時間程度)を要求した。(資料①)

これに対して、財務省は働き方改革で成果を上げることを条件に教職調整額を引き上げ、一定の%まで引き上げを行った上で残業代の支給に切り替えるという案を示したのである。(資料②)



写真① 子ども達の豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会 緊急声明

教員の処遇改善と働き方改革の推進は両輪で推進していく必要がある。調整額13%が残業代に相当するとして、残業時間の減少(働き方改革の推進)といった形で実現していくべきである。現場では働き方改革といわれて早く帰るようになり、管理職から話があるが、なかなか早く帰ることができずに仕事を持ち帰っている話も多く聞く。また早朝早く出勤して早朝